

柏 原 市 障 害 者 計 画 第 6 期 障 害 福 祉 計 画 及 び 第 2 期 障 害 児 福 祉 計 画

概要版

令和3年(2021年)3月

柏 原 市

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の目的

本市では、「障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が基本的人権を有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる共生の地域社会づくり」を基本理念とする「柏原市障害者計画」を平成27年（2015年）3月に策定し、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に展開してきました。また、平成19年（2007年）3月に「柏原市障害福祉計画」を策定し、以降3年ごとに改定するとともに、平成30年（2018年）3月には新たに「障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、障害児支援サービス等が身近な地域において提供されるよう推進してきました。

このたび、前計画である「柏原市障害者計画」「第5期柏原市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度（2020年度）をもって終了することから、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の規定に基づき、新たな『柏原市障害者計画』『第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画』を策定し、障害者施策の基本的方向性と具体的な取組について定めるとともに、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにします。

(2) 計画の位置づけ

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、柏原市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、第2期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として、柏原市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、柏原市では両計画を一体的に策定します。

本計画は、国や大阪府が示す基本的な考え方や計画等の内容を十分に踏まえながら、上位計画である「柏原市総合計画」「柏原市地域福祉計画」をはじめ、本市の福祉関連計画（「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」等）、その他の計画とも整合性を図ります。

(3) 計画の期間

障害者計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間とします。第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間となります。

「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の計画期間

根拠法	2015年 H27年度	2016年 H28年度	2017年 H29年度	2018年 H30年度	2019年 R 1年度	2020年 R 2年度	2021年 R 3年度	2022年 R 4年度	2023年 R 5年度	2024年 R 6年度	2025年 R 7年度	2026年 R 8年度
障害者 基本法	柏原市障害者計画						柏原市障害者計画					
障害者 総合支援法	第4期 障害福祉計画			第5期 障害福祉計画			第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画		
児童福祉法				第1期 障害児福祉計画			第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画		

(4) 計画の策定方法

計画の策定にあたり、障害者施策への市民意識や障害のある人の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握することを目的に、障害のある人やサービス提供事業者、関係団体へのヒアリング調査を実施し、施策立案の参考としました。

策定体制については、市民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される「柏原市障害者計画等策定委員会」において審議を行いました。

また、策定過程において計画案を公表し広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

(1) 障害のある人の状況

令和2年（2020年）3月末現在、身体障害者手帳の所持者数が2,620人、療育手帳の所持者数が616人、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が754人と、それぞれ増加する傾向にあります。

(2) 障害者計画の実施状況

「柏原市障害者計画」(平成27年(2015年)3月策定)では、5分野56項目にわたる施策を掲げました。計画の改定にあたり、庁内の関係各課に進捗状況を把握したところ、すべての施策についておおむね何らかの形で実施されているという結果となりました。

(3) 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況

「第5期柏原市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」(平成30年(2018年)3月策定)で掲げた成果目標の達成状況、サービス見込量に対する利用状況については、次のとおりです。

① 第5期障害福祉計画の成果目標

目標項目		令和2年度(末) 数値目標	令和元年度(末) 達成状況
施設入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数 (目標年度末までの累計者数)	6人	8人
	施設入所者の削減数	3人	9人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置
障害者の地域生活の支援	地域生活支援拠点の整備	整備	整備
福祉施設から一般就労への移行等	年間一般就労移行者数	14人	19人
	就労移行支援事業の利用者数	9人	17人
	就労移行支援事業所ごとの就労移行率	50%以上	- %
	就労定着支援による職場定着率	80%以上	- %
	就労継続支援(B型)事業所における平均工賃額	8,209円	9,770円

② 第1期障害児福祉計画の成果目標

目標項目		令和2年度(末) 数値目標	令和元年度(末) 達成状況
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センターの設置	1か所	0か所
	保育所等訪問支援事業の充実	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 1か所	児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 2か所

第3章 障害者計画

(1) 基本理念

すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有と障害者の固有の尊厳を目的とする障害者権利条約の批准、そして障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とする障害者基本法を踏まえ、本計画の基本理念は「柏原市障害者計画」の基本理念を引き続き承継し、次のとおりとします。

**障害の有無によって分け隔てられることなく、
すべての人が基本的人権を有する個人として尊重され、
その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる
共生の地域社会づくり**

(2) 基本目標と施策の基本方向

基本目標1 地域の中で共に生きるまち

障害のある人と障害のない人が地域社会を構成する一員として、互いに尊重し支えあいながら地域で暮らしていけるよう、障害への理解と合理的配慮の促進に関する取組を進めるとともに、障害のある人に対する差別の解消、虐待防止に努めます。

また、障害のある人の権利を守る制度・サービスの充実と利用促進に努めます。

啓発・交流	だれもが互いに尊重しあい、ともに生活を送ることができるよう、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人と障害のない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。
地域福祉	地域福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族の生活、社会参加を支えていくための様々な取組を進めます。
権利擁護	障害のある人が権利の主体として尊厳を持って生活する社会をめざして、障害のある人の権利の擁護に向けた体制づくりを進めるとともに、障害のある人への差別の解消や虐待防止に向けた取組を進めます。

基本目標２ 子どもを育み子育て家庭を支えるまち

障害や発達に課題のある子どもが保護者とともに地域でのびのびと安心して暮らしていけるよう、障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、家庭における子育ての不安や負担の軽減、経済的な援助を図る体制づくりに努めます。

また、一人ひとりの個性を伸ばし、能力を高める支援教育の充実に努めるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが「共に生き、共に学び、共に育つ」保育・教育を受けることができるよう、インクルーシブ教育の推進に努めます。

療育・子育て支援	保健、医療、福祉、教育等の緊密な連携を通じて、障害や障害につながる疾病を早期に発見し、早期に適切な療育に結びつけていくとともに、児童福祉法に基づくサービスを中心に、障害や発達に課題のある子どもの状態や成長過程、利用ニーズに応じたサービスの充実に努めます。
学校教育	障害のある子どもの個性や可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育内容の充実に努めるとともに、学校施設やその設備の整備を推進します。 また、障害のあるなしに関わらず子どもたちが、「共に生き、共に学び、共に育つ」、インクルーシブ教育体制の構築を図ります。

基本目標３ 地域で安心して自立した生活を送れるまち

障害のある人の重度化や家族も含めた高齢化、「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けていけるよう、相談支援・情報提供体制の充実に努めるとともに、生活を支える各種施策・サービスや経済的な支援の充実に努めます。

また、だれもが暮らしやすい生活環境づくりや防災・防犯対策の推進に努めます。

情報提供・相談支援	障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報を提供します。 また、障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実に努めるとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めます。
保健・医療	障害の原因となる疾病の発生予防、早期発見・早期治療を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、保健・医療サービスなどの提供体制の充実に努めます。
生活支援・福祉サービス	障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに福祉サービス等の生活支援施策の一層の充実に努めます。
生活環境・安全対策	すべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、交通機関などの環境整備を進めます。 災害発生時に障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関との連携のもと、体制の充実に努めるとともに、地域をあげた防犯対策の推進に努めます。

基本目標4 就労と社会参加を進めるまち

障害のある人がその有する能力を十分に発揮し、社会に幅広く参加できるよう、一人ひとりの適性やニーズにあった多様な就労の場を確保するとともに、就労に向けた訓練の充実に努めます。

また、障害のある人が地域で充実した生活を送ることができるよう、居場所づくりや生涯学習、スポーツ、芸術文化活動等の充実に努めます。

雇用・就労	行政自らが障害のある人の雇用に努めるとともに、各種制度を活用した民間企業等での雇用の積極的な促進など、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。
社会参加	外出や意思疎通の支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。 また、障害のある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取組を進めるなど、多様な住民活動の促進に努めます。

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20第1項に基づき、第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画を一体的に策定します。

障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。また、障害児福祉計画は、障害や発達に課題のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。

本計画で掲げる成果目標、活動指標（サービス見込量等）については、今までの利用実績を加味しつつ、令和元年度（2019年度）上期と令和2年度（2020年度）上期の利用実績の変化を検証するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響も踏まえつつ設定しています。

（１）成果目標

	区 分	目 標（令和5年度）
福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数	3人
	福祉施設入所者数の削減数	3人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について	316日以上（府設定）
	精神病床における1年以上長期入院患者数	45人以下
	精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）	3か月時点 69%以上 6か月時点 86%以上 1年時点 92%以上（府設定）
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の確保	有（面的整備型）
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	年1回以上
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行者数	就労移行支援事業等（全体）27人 就労移行支援 17人/就労継続支援A型 7人/就労継続支援B型 3人
	一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用率	70%以上
	就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%以上
	就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	11,000円

区 分		目 標（令和5年度）
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実		児童発達支援センター 1 か所
		保育所等訪問支援事業 1 か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		児童発達支援 1 か所 放課後等デイサービス 1 か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		関係機関による連携・協議の場の設置
		医療的ケア児等コーディネーターの配置 福祉関係1名 医療関係1名
相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	基幹相談支援センターの設置 市内指定特定相談支援事業所への助言の機会 年1回
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		サービス提供者に対する研修の実施 請求事務における過誤調整等の項目、内容等について、集団指導等の場で情報共有する体制を構築する。

（２）障害福祉サービス等の見込量と確保方策

① 訪問系サービス

施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活移行を促進するうえで重要なサービスであることから、量的な拡大とともに、障害特性に応じた質的な向上に努めます。

また、提供体制の確保とともに介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険サービス事業所に対して障害福祉サービスへの参入を促進します。

サービス名	単位	実 績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
居宅介護	人/月	145	151	147	151	155	161
	時間/月	1,602	1,751	1,683	1,713	1,765	1,845
重度訪問介護	人/月	4	3	2	3	3	4
	時間/月	1,377	256	165	290	290	304
同行援護	人/月	22	25	16	16	16	16
	時間/月	285	320	170	196	196	196
行動援護	人/月	23	27	20	21	21	22
	時間/月	632	645	460	505	505	532
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	4	4	4
	時間/月	0	0	0	20	20	20

② 短期入所サービス

緊急時や介護者のレスパイトの面から重要なサービスとなります。市内に事業所が少ないとの課題があることから、利用希望者が必要な時に利用できるようサービス事業者と連携を図りながら提供体制の確保に努めます。

サービス名	単位	実 績		実績見込 2 年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3 年度	4 年度	5 年度
短期入所	人/月	31	34	27	37	39	40
	人日/月	158	157	125	185	194	199

③ 日中活動系サービス

生活介護と自立訓練、就労移行支援については、サービス事業所をはじめ大阪府や近隣市とも連携しながら提供体制の確保に努めます。また、一般就労への環境を整えるため、関係機関等と連携して、一般企業への啓発や働きかけに努めます。

就労継続支援 A 型と就労継続支援 B 型については、就労に向けた訓練の場や日中活動の場として今後も利用ニーズが増加すると見込まれることから、サービス事業所と連携を図りながら、質の向上と提供体制の確保に努めます。

就労定着支援については、就労継続支援、生活介護、自立訓練事業所等に対してサービスへの参入を促進するなどして、提供体制の確保に努めます。

サービス名	単位	実 績		実績見込 2 年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3 年度	4 年度	5 年度
生活介護	人/月	135	139	145	147	152	155
	人日/月	2,529	2,642	2,726	2,758	2,847	2,904
自立訓練	人/月	6	2	3	4	4	4
	人日/月	76	34	52	59	59	59
就労移行支援	人/月	18	17	17	21	25	27
	人日/月	225	251	250	253	301	324
就労継続支援 A 型	人/月	97	95	107	102	107	110
	人日/月	1,667	1,656	1,869	1,771	1,857	1,909
就労継続支援 B 型	人/月	130	132	133	137	142	148
	人日/月	1,778	1,896	1,916	1,935	2,007	2,094
就労定着支援	人/月	2	3	2	5	7	7
療養介護	人/月	2	2	3	3	3	3

④ 居住系サービス

自立生活援助については、市内事業所などに対してサービスへの参入を促進するなどして、提供体制の確保に努めます。

共同生活援助（グループホーム）については、今後も利用ニーズが増加すると見込まれることから、地域住民の理解を促進しながら事業者の参入促進に努めます。

施設入所支援については、地域生活への移行を推進するうえで多くの方の退所が望まれることから、受け皿となるグループホームの整備に努めるとともに、障害のある人が地域で生活することへの市民の理解促進に向けた取組を柏原市障害者計画の施策に基づき行います。

サービス名	単位	実 績		実績見込 2 年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3 年度	4 年度	5 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	3	3	3
共同生活援助	人/月	68	83	88	98	111	124
施設入所支援	人/月	39	37	36	35	34	33

⑤ 相談支援

計画相談支援の利用ニーズは今後も増加すると見込まれますが、市内における計画相談支援事業所数は十分ではないことから、市内事業所などに対してサービスへの参入を促進するなどして、提供体制の確保に努めます。

サービス名	単位	実 績		実績見込 2 年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3 年度	4 年度	5 年度
計画相談支援	人/月	152	158	158	189	208	223
地域移行支援	人/月	0	0	0	3	3	3
地域定着支援	人/月	0	0	0	3	3	3

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟にサービスを実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

サービス名		実 績		実績見込	事業見込		
		平成 30年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
理解促進研修・啓発事業		有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
基幹相談支援センター		有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		2人	2人	0人	2人	2人	2人
成年後見制度法人後見支援事業		無	無	無	無	有	有
手話通訳者派遣事業		280件	281件	164件	280件	270件	260件
		738時間	718時間	410時間	700時間	680時間	660時間
要約筆記者派遣事業		35件	20件	68件	30件	30件	30件
		177時間	108時間	84時間	148時間	148時間	148時間
手話通訳者設置事業		2人	2人	2人	2人	2人	2人
手話奉仕員養成研修事業		12人	16人	0人	20人	20人	20人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	4件	5件	2件	5件	5件	5件
	自立生活支援用具	18件	16件	6件	16件	16件	16件
	在宅療養等支援用具	9件	3件	12件	3件	3件	3件
	情報・意思疎通支援用具	5件	5件	2件	5件	5件	5件
	排せつ管理支援用具	2,900件	1,435件	1,298件	1,435件	1,435件	1,435件
	居宅生活動作補助用具	2件	4件	2件	4件	4件	4件
移動支援事業		119人	129人	89人	107人	107人	107人
		13,374時間	11,878時間	7,714時間	10,026時間	10,026時間	10,026時間
地域活動支援センター		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		32人	28人	25人	35人	35人	35人

(3) 障害児支援サービス

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、サービス利用の増加に対応するため、サービス提供事業者へ新規参入、事業拡大などを働きかけ、提供体制の確保に努めます。

障害児相談支援については、利用者の増加が見込まれることから、サービス事業所の安定した事業運営の継続を図るとともに、相談支援の質の向上に向け相談員に対する研修への参加等を促進します。

サービス名	単位	実 績		実績見込 2 年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3 年度	4 年度	5 年度
児童発達支援	人/月	41	35	34	33	35	37
	人日/月	298	286	249	239	253	267
医療型児童発達支援	人/月	6	1	1	1	1	1
	人日/月	51	8	7	8	8	8
放課後等デイサービス	人/月	131	156	159	195	214	234
	人日/月	1,527	1,855	1,848	2,163	2,374	2,596
保育所等訪問支援	人/月	2	3	2	5	6	7
	回/月	2	3	2	5	6	7
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	回/月	0	0	0	5	5	5
障害児相談支援	人/月	50	59	54	64	69	74

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害のある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズ把握及びその提供体制の整備に努めます。

第2期障害児福祉計画期間における障害のある児童や特別な配慮を必要とする児童の受け入れに関する定量的な目標については、次のように設定します。

サービス名	単位	見込量		
		令和 3 年度	4 年度	5 年度
子ども・子育て支援等の利用ニーズ	人	234	245	257

第5章 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進

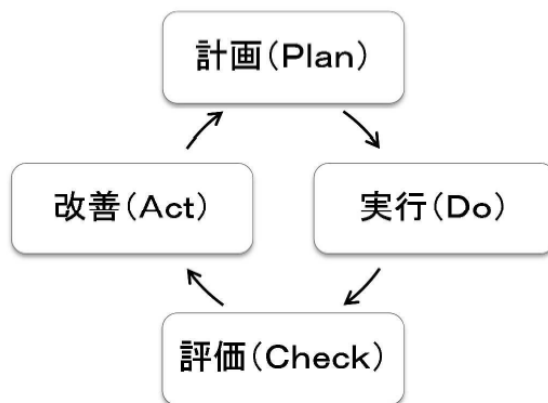
障害福祉に関わる各種制度やサービスなどについて広報やウェブページなどを活用しながら周知し、理解を深めていきます。また、府や柏原市障害者自立支援協議会との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ることにより、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

また、国の動向や最新の知見に基づき、新型コロナウイルス感染症など、感染症の流行への対応を図っていきます。

(2) 進行管理と点検・評価

国及び府の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、近隣市町村との連携を図ります。また、庁内関係課及び社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、民生・児童委員、ボランティア、障害者団体、サービス提供事業者、企業、各分野の専門家等との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

市は本計画の着実な実行に努めるため、計画の成果目標や活動指標について年1回の評価・点検を行い、必要な場合は計画の見直しを行い、情報公開をしていきます。



1 : Plan	計画	・ 国の基本指針に即して成果目標及び活動指標を設定
2 : Do	実施・実行	・ 計画の内容を踏まえ、事業を実施
3 : Check	点検・評価	・ 成果目標及び活動指標などの進捗状況を管理し、社会情勢やニーズなども踏まえながら、計画の中間評価を実施
4 : Action	処置・改善	・ 中間評価などの結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しなどを実施

**柏原市障害者計画
第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画
【概要版】**

令和3年(2021年)3月

柏 原 市	
《編集・発行》	〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号 電話 072-972-1501（代表）